

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月1日
(2)事業者の氏名又は名称	深川 昌浩
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区 (営業所) 東京都大田区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項
(6)違反行為の概要	タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定による適正化事業実施機関(公益財団法人東京タクシーセンター)に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、平成30年度の負担金を納付せず、令和元年12月9日付け関自旅二第3934号による負担金納付命令(納付期限令和2年1月8日)に従わなかったこと。(1)負担金納付命令違反(タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月8日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社日の丸リムジン(法人番号2010401025221) 代表者富田 和宏
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区赤坂1-12-32 (王子営業所) 東京都北区豊島5-2-3
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6)違反行為の概要	令和元年11月26日及び令和元年12月13日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 23 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月8日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社FIT Japan(法人番号3011701021009) 代表者秋澤 恵一
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区瑞江1-26-11 福島ビル201号 (本社営業所) 東京都江戸川区瑞江1-26-11 福島ビル201号
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第20条
(6)違反行為の概要	令和元年11月6日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月8日
(2)事業者の氏名又は名称	中央自動車株式会社(法人番号7011501002873) 代表者西郡 秀文
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都北区田端3-23-10 (本社営業所) 東京都北区田端3-23-10
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(35日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和元年12月12日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月8日
(2)事業者の氏名又は名称	市原ベイトクシー株式会社(法人番号2040001055590) 代表者小出 雄太
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市原市岩崎839-8 (本社営業所) 千葉県市原市岩崎839-8
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項
(6)違反行為の概要	令和2年2月10日、法令違反の疑いがあることを端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月8日
(2)事業者の氏名又は名称	太陽自動車株式会社(法人番号2011801002719) 代表者中川昌信
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区四つ木5-5-18 (本社営業所) 東京都葛飾区四つ木5-5-18
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年9月8日、駐車違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月10日
(2)事業者の氏名又は名称	国際自動車株式会社(法人番号1010601040979) 代表者牛久 恭文
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区東雲二丁目6番1号 (羽田営業所) 東京都大田区平和島5-8-3 1階
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年9月10日、駐車違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月15日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社THE LUXURY FLEET(法人番号9010401133884) 代表者アフラブラダナラフマン
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都品川区北品川1-8-20 第2林ビル 1F、2F (本社営業所) 東京都品川区北品川1-8-20 第2林ビル 1F、2F
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和元年10月24日及び令和元年11月26日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)報告義務違反(旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月15日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社平成エンタープライズ(法人番号5030001048782) 代表者田倉 貴弥
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県志木市本町5-22-26 (空港営業所) 東京都大田区大森南4丁目10-18
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第20条
(6)違反行為の概要	令和元年12月19日及び令和2年1月8日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月15日
(2)事業者の氏名又は名称	和同交通株式会社(法人番号1020001029705) 代表者新井 忠男
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市中区本牧町1丁目11番地 (本社営業所) 神奈川県横浜市中区本牧町1丁目11番地
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(44日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第13条
(6)違反行為の概要	令和元年12月19日及び令和2年1月8日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 5 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月15日
(2)事業者の氏名又は名称	国際自動車株式会社(法人番号4012401022733)代表者楠原 亘
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都三鷹市新川6-33-6 (三鷹営業所) 東京都三鷹市新川6-33-6
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年9月15日、駐車違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月16日
(2)事業者の氏名又は名称	葉本 重夫
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区 (営業所) 東京都足立区
(4)行政処分等の内容	文書警告及び輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和2年7月14日及び令和2年7月20日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和2年9月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東南タクシー株式会社(法人番号4050001028461) 代表者川島 和良
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県守谷市本町383 (本社営業所) 茨城県守谷市本町383番地
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項
(6) 違反行為の概要	令和2年9月2日及び令和2年9月7日並びに令和2年9月11日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年9月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年9月29日
(2)事業者の氏名又は名称	江戸川総業株式会社(法人番号4011701001133) 代表者生沼 文子
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区東小松川4-54-17 (本社営業所) 東京都江戸川区東小松川4-54-17
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項
(6)違反行為の概要	令和元年10月23日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)タクシー乗車禁止地区における乗車(タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)